

地域活性学会 会則改訂(案)についてご意見を募集します

当学会役員会は、昨年度の総会以降、持続可能な学会を目指した改革を検討しています。その一つが「理事公選制」への取組です。役員会では、「学会の将来構想検討委員会」を設置し、検討を重ねてまいりました。8月3日に開催された臨時理事会にて、会則改訂(案)を取りまとめましたので、会員の皆様のご意見を募集いたします。

今回の改訂のポイントは次の4点です。詳細は、別紙の新旧対照表をご覧くださいませ幸いです。

【改訂の目的】

「開かれた学会運営」と「役員会の効果的な執行」を実現すること

【重点変更点】

- 次の4点を重点変更点と考えました。
 - ① 理事公選制を導入する
 - ② 副会長を、理事による互選から「会長による任命」へ、定員を3名から「4名」体制とする
(注:「会長は理事による互選」で変更ありません)
 - ③ 常任理事を廃して役員数を削減すると同時に、理事による会長、副会長の補佐機能を明示する
 - ④ 本部理事は事務局長として事務局を総括する

【意見募集期間】

2018年8月27日(月曜日)まで

【意見提出方法】

下記提出先まで電子メールでご提出ください。ご送付いただく際は、お手間をかけたりますが、次の点にご協力ください。

- ① メールの件名に「会則改訂(案)」に対する意見であることを明記してください
- ② メール本文の冒頭に「お名前」と「ご所属」を記入してください
- ③ メール本文に「ご意見」をお書きください(添付ファイルは不要です)

【送付先電子メールアドレス】(お問合せ用としてもご利用ください)

chiiki@mpd.ac.jp

お問合せに当たっては、本部理事の鶴飼までご連絡ください。

別紙 本則改正案

新（8/3臨時理事会による最終案）	旧（現行の会則条文）
<p>（役員）</p> <p>第9条 本会に次の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長 1名 2. 副会長 4名 3. 理事 30名以内（会長、副会長、本部理事を除く） 4. 本部理事 1名 5. 監事 2名 	<p>（役員）</p> <p>第9条 本会に次の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長 1名 2. 副会長 3名 3. 常任理事 10名以内 4. 理事 30名以内（会長、副会長、常任理事、本部理事を除く） 5. 本部理事 1名 6. 監事 2名
<p>（役員を選任）</p> <p><u>第10条 理事は、第2項に規定する理事候補者選挙管理委員会が提出する理事候補者の中から、総会における決議によって選任する。</u></p> <p><u>2 理事候補者の選出手続きは、理事3名以上からなる選挙管理委員会を設けてこれを実施するものとし、選挙の手続きに関して必要な細則は、理事会において別に定める。</u></p> <p><u>3 会長は、理事の中で互選する。</u></p> <p><u>4 副会長は、理事の中から会長が任命する。</u></p> <p><u>5 監事は、会員の中から理事会が推薦し、総会の承認を得て選任する。監事は理事を兼ねることができない。</u></p> <p><u>6 本部理事は、会員の中から会長が任命する。</u></p>	<p>（役員を選任）</p> <p>第10条 理事は監事を含む役員選考委員会を組織し選任する。</p> <p>2 会長、および副会長は、理事の中で互選する。</p> <p>3 監事は理事を兼ねることができない。</p> <p>4 本部理事は会長が指名する。</p>
<p>（役員の仕事）</p> <p>第11条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長は本会を代表し会務を統括する。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときはその職務を代行する。 3. <u>理事は会長および副会長を補佐し、理事会および総会の決議した事項を処理し執行するほか、総会の権限に属する事項以外の事項を議決し執行する。</u> 4. 監事は本会の事業および会計について監査し、その結果を理事会および総会に報告する。 5. <u>本部理事は事務局長として事務局を総括する。</u> 	<p>（役員の仕事）</p> <p>第11条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長は本会を代表し会務を統括する。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときはその職務を代行する。 3. 常任理事は会長および副会長を補佐し、日常の会務に従事する。同時にまた、理事会および総会の決議した事項を処理し執行する。 4. 理事はこの会則に定めるもののほか、総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、執行する。 5. 監事は本会の事業および会計について監査し、その結果を理事会および総会に報告する。